

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙5を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込)

| 年度 | 貸付料 | | | | |
|-------|------------|------------|------------------|-------------|------------|
| | | うち土地・家屋分 | うち構築物等分 | | |
| | | | うち盛土・切土・のり面構造物等分 | うち橋梁・トンネル等分 | |
| H 1 8 | 472,195百万円 | 86,431百万円 | 307,137百万円 | 81,338百万円 | 225,799百万円 |
| H 1 9 | 482,966百万円 | 96,496百万円 | 342,904百万円 | 90,810百万円 | 252,094百万円 |
| H 2 0 | 467,491百万円 | 94,309百万円 | 335,134百万円 | 88,752百万円 | 246,382百万円 |
| H 2 1 | 465,226百万円 | 93,781百万円 | 333,257百万円 | 88,255百万円 | 245,002百万円 |
| H 2 2 | 486,364百万円 | 98,411百万円 | 349,709百万円 | 92,612百万円 | 257,097百万円 |
| H 2 3 | 496,227百万円 | 100,286百万円 | 356,373百万円 | 94,377百万円 | 261,996百万円 |
| H 2 4 | 496,466百万円 | 99,763百万円 | 354,518百万円 | 93,886百万円 | 260,632百万円 |
| H 2 5 | 505,286百万円 | 100,978百万円 | 358,833百万円 | 95,028百万円 | 263,805百万円 |
| H 2 6 | 512,527百万円 | 102,145百万円 | 362,982百万円 | 96,127百万円 | 266,855百万円 |
| H 2 7 | 520,657百万円 | 103,316百万円 | 367,141百万円 | 97,228百万円 | 269,913百万円 |
| H 2 8 | 521,408百万円 | 103,273百万円 | 366,989百万円 | 97,188百万円 | 269,801百万円 |
| H 2 9 | 521,726百万円 | 103,094百万円 | 366,351百万円 | 97,020百万円 | 269,331百万円 |
| H 3 0 | 525,224百万円 | 103,571百万円 | 368,048百万円 | 97,469百万円 | 270,579百万円 |
| H 3 1 | 532,253百万円 | 104,855百万円 | 372,611百万円 | 98,677百万円 | 273,934百万円 |
| H 3 2 | 537,140百万円 | 105,700百万円 | 375,615百万円 | 99,473百万円 | 276,142百万円 |
| H 3 3 | 533,766百万円 | 104,725百万円 | 372,148百万円 | 98,555百万円 | 273,593百万円 |
| H 3 4 | 534,359百万円 | 104,809百万円 | 372,448百万円 | 98,634百万円 | 273,814百万円 |
| H 3 5 | 536,467百万円 | 105,192百万円 | 373,807百万円 | 98,994百万円 | 274,813百万円 |
| H 3 6 | 534,728百万円 | 104,746百万円 | 372,221百万円 | 98,574百万円 | 273,647百万円 |
| H 3 7 | 534,206百万円 | 104,454百万円 | 371,187百万円 | 98,300百万円 | 272,887百万円 |
| H 3 8 | 534,082百万円 | 104,553百万円 | 371,537百万円 | 98,393百万円 | 273,144百万円 |
| H 3 9 | 535,439百万円 | 104,841百万円 | 372,560百万円 | 98,664百万円 | 273,896百万円 |
| H 4 0 | 533,458百万円 | 104,355百万円 | 370,832百万円 | 98,206百万円 | 272,626百万円 |
| H 4 1 | 533,566百万円 | 104,398百万円 | 370,985百万円 | 98,246百万円 | 272,739百万円 |
| H 4 2 | 533,158百万円 | 104,142百万円 | 370,076百万円 | 98,006百万円 | 272,070百万円 |
| H 4 3 | 532,422百万円 | 104,135百万円 | 370,050百万円 | 97,999百万円 | 272,051百万円 |
| H 4 4 | 527,795百万円 | 102,952百万円 | 365,847百万円 | 96,886百万円 | 268,961百万円 |
| H 4 5 | 525,267百万円 | 102,673百万円 | 364,853百万円 | 96,623百万円 | 268,230百万円 |
| H 4 6 | 522,900百万円 | 102,171百万円 | 363,071百万円 | 96,151百万円 | 266,920百万円 |
| H 4 7 | 522,149百万円 | 101,991百万円 | 362,432百万円 | 95,982百万円 | 266,450百万円 |
| H 4 8 | 518,360百万円 | 101,205百万円 | 359,638百万円 | 95,241百万円 | 264,397百万円 |
| H 4 9 | 515,994百万円 | 100,647百万円 | 357,657百万円 | 94,717百万円 | 262,940百万円 |
| H 5 0 | 513,262百万円 | 100,078百万円 | 355,634百万円 | 94,182百万円 | 261,452百万円 |
| H 5 1 | 512,245百万円 | 99,893百万円 | 354,975百万円 | 94,007百万円 | 260,968百万円 |
| H 5 2 | 507,845百万円 | 98,955百万円 | 351,644百万円 | 93,125百万円 | 258,519百万円 |
| H 5 3 | 506,264百万円 | 98,602百万円 | 350,386百万円 | 92,791百万円 | 257,595百万円 |
| H 5 4 | 504,171百万円 | 98,114百万円 | 348,655百万円 | 92,333百万円 | 256,322百万円 |
| H 5 5 | 503,593百万円 | 97,973百万円 | 348,152百万円 | 92,200百万円 | 255,952百万円 |
| H 5 6 | 499,665百万円 | 97,234百万円 | 345,527百万円 | 91,505百万円 | 254,022百万円 |
| H 5 7 | 497,205百万円 | 96,686百万円 | 343,582百万円 | 90,990百万円 | 252,592百万円 |
| H 5 8 | 495,068百万円 | 96,267百万円 | 342,092百万円 | 90,595百万円 | 251,497百万円 |
| H 5 9 | 494,490百万円 | 96,137百万円 | 341,628百万円 | 90,472百万円 | 251,156百万円 |
| H 6 0 | 490,574百万円 | 95,285百万円 | 338,600百万円 | 89,670百万円 | 248,930百万円 |
| H 6 1 | 488,440百万円 | 94,867百万円 | 337,115百万円 | 89,277百万円 | 247,838百万円 |
| H 6 2 | 146,500百万円 | 25,538百万円 | 90,751百万円 | 24,033百万円 | 66,718百万円 |

別紙 6 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

| 年度 | 計画料金収入 |
|-------|------------|
| H 1 8 | 589,562百万円 |
| H 1 9 | 599,122百万円 |
| H 2 0 | 586,082百万円 |
| H 2 1 | 586,957百万円 |
| H 2 2 | 611,251百万円 |
| H 2 3 | 623,916百万円 |
| H 2 4 | 628,935百万円 |
| H 2 5 | 642,328百万円 |
| H 2 6 | 650,922百万円 |
| H 2 7 | 660,899百万円 |
| H 2 8 | 661,192百万円 |
| H 2 9 | 660,579百万円 |
| H 3 0 | 664,976百万円 |
| H 3 1 | 673,303百万円 |
| H 3 2 | 678,530百万円 |
| H 3 3 | 677,144百万円 |
| H 3 4 | 676,093百万円 |
| H 3 5 | 677,481百万円 |
| H 3 6 | 675,170百万円 |
| H 3 7 | 674,708百万円 |
| H 3 8 | 674,246百万円 |
| H 3 9 | 675,632百万円 |
| H 4 0 | 673,325百万円 |
| H 4 1 | 672,864百万円 |
| H 4 2 | 672,403百万円 |
| H 4 3 | 671,746百万円 |
| H 4 4 | 667,422百万円 |
| H 4 5 | 664,932百万円 |
| H 4 6 | 662,442百万円 |
| H 4 7 | 661,760百万円 |
| H 4 8 | 657,463百万円 |
| H 4 9 | 654,972百万円 |
| H 5 0 | 652,482百万円 |
| H 5 1 | 651,772百万円 |
| H 5 2 | 647,502百万円 |
| H 5 3 | 645,215百万円 |
| H 5 4 | 642,930百万円 |
| H 5 5 | 642,398百万円 |
| H 5 6 | 638,358百万円 |
| H 5 7 | 636,072百万円 |
| H 5 8 | 633,785百万円 |
| H 5 9 | 633,229百万円 |
| H 6 0 | 629,215百万円 |
| H 6 1 | 626,928百万円 |
| H 6 2 | 235,295百万円 |

別紙 7 中、 1 .(2) を次のとおり改める。

平日夜間割引

イ 割引をする自動車

八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）第 3 条に定める休日以外の日の午後 10 時から翌午前 0 時までの間に高速国道、伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道を通行する全自動車のうち、ETC クレジットカード、ETC パーソナルカード又は ETC コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETC システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による走行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は 30 パーセントとし、高速国道の通行料金、伊勢湾岸道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道の通行料金又は東海環状自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道及び東海環状自動車道を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、伊勢湾岸道路の割引後の算出額、首都圏中央連絡自動車道の割引後の算出額及び東海環状自動車道の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ 適用する期間

平成 20 年 10 月 14 日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。

別紙 7 中、 1 .(2) の次に次のとおり加える。

平日深夜割引

イ 割引をする自動車

八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）第 3 条に定める休日以外の日の午前 0 時から午前 4 時までの間に高速国道、伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道を通行する全自動車のうち、ETC クレジットカード、ETC パーソナルカード又は ETC コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETC システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による走行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は 50 パーセントとし、高速国道の通行料金、伊勢湾岸道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道の通行料金又は東海環状自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端

数処理を行うこととする。ただし、高速国道と伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道及び東海環状自動車道を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、伊勢湾岸道路の割引後の算出額、首都圏中央連絡自動車道の割引後の算出額及び東海環状自動車道の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

八 適用する期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

(1) イ(イ)に定める対距離制を適用する区間、伊勢湾岸道路又は東海環状自動車道のうち、100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。)を通行し(別添2に定める区間のみの通行を除く。)かつ、八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に(1)ロに定める均一制を適用する区間を含む場合については、本割引の適用を1回の適用とみなす。

(ロ) 均一制を適用する区間

(1) ロに定める均一制を適用する区間(近畿自動車道名古屋関線に限る。)を通行し、かつ、八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、(1)ロに定める均一制を適用する区間(近畿自動車道名古屋関線に限る。)の通行料金、伊勢湾岸道路の通行料金又は東海環状自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端

数処理を行うこととする。ただし、高速国道と伊勢湾岸道路及び東海環状自動車道を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、伊勢湾岸道路の割引後の算出額及び東海環状自動車道の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

また、別添 2 に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）を乗じた額とし、算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2$$

（注）上記式において L、L'n、R 及び R'n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R：普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

八 適用する期間

平成 20 年 10 月 14 日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。

割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC 前納割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引又は ETC 短区間割引に限るものとし、特定区間割引、高速国道との連続利用割引及び ETC 短区間割引は障害者割引を適用する前の料金に対してこれらの割引を適用し、マイレージ割引及び ETC 前納割引は障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日深夜割引又は休日昼間割引のうち 2 以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC 前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ETC 短区間割引、乗合型自動車（定期路線）割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引相互間の重複適用関係は別添 6 のとおりとする。

別紙 7 中、別添 6 を次のとおり改める。

別添 6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|
| | マイレージ | | | | | | | | | | | | |
| 大口 | × | 大口 | | | | | | | | | | | |
| 前納 | × | × | 前納 | | | | | | | | | | |
| 深夜 | | | | 深夜 | | | | | | | | | |
| 通勤 | | | | × | 通勤 | | | | | | | | |
| 早朝 | | | | × | × | 早朝 | | | | | | | |
| 特区 | | × | | × | × | × | 特区 | | | | | | |
| 連続 | | × | | | | | × | 連続 | | | | | |
| 短区間 | | × | | × | × | × | × | × | 短区間 | | | | |
| 路バス | × | | × | | | | × | × | × | 路バス | | | |
| 平夜 | | | | × | × | × | × | | × | | 平夜 | | |
| 平深 | | | | × | × | × | × | | × | | × | 平深 | |
| 休昼 | | | | × | × | × | × | | × | × | × | × | 休昼 |

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「特区」、「連続」、「短区間」、「路バス」、「平夜」、「平深」及び「休昼」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C 前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、E T C 短区間割引、乗合型自動車(定期路線)割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

| 適用の順序 | 割引の種類 |
|-------|---|
| 1 | 高速国道との連続利用割引 |
| 2 | 深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、特定区間割引、E T C 短区間割引、平日夜間割引、平日深夜割引又は休日昼間割引 |
| 3 | 乗合型自動車(定期路線)割引 |
| 4 | マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C 前納割引 |

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成20年10月 7日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長 矢野 弘典